

# 七飯町第5次行政改革大綱

## 実施状況報告

(大綱期間：平成28年度～令和2年度)

令和3年10月

総務財政課 財政係

# 目 次

ページ

I	第5次行政改革大綱の概要	・・・・・・・・・・	1
II	取り組み結果・成果	・・・・・・・・・・	2
III	各種財政指標の推移	・・・・・・・・・・	8
IV	今後の行財政改革	・・・・・・・・・・	11

# 1. 第5次行政改革大綱の概要

当町は、平成28年に、第5次総合計画を策定し、将来のあるべきまちの姿の実現に向けた新たな10年をスタートさせました。スタート年である平成28年は北海道道南圏に北海道新幹線が整備されるなど、観光客の増加による地域の活性化や知名度の向上など更なる発展が期待される一方で、その後は人口減少・高齢化社会の到来に加え長引く景気の低迷により、政府は地方への好循環に向けた緊急経済対策を行うこととし「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示されるなど、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く実施することが求められてきました。

そのような中、総合計画が目指すまちの将来像の実現に向けての取り組みとして、「まちの健全経営と成長による好循環」を基本テーマとした『第5次行政改革大綱』（以下「第5次大綱」と言う。）を平成28年3月に策定し、行財政改革を推進してきました。

取組期間は、総合計画の前期期間と対応し、平成28年度から令和2年度の5年間であり、このたびその期間内の取組成果の分析が終わったことから、改めて実施状況報告としてまとめるものです。

なお、行財政改革の取組は、令和3年3月に策定した『第6次行財政改革大綱』に引き継がれているところですが、本報告書において分析した内容については、適宜大綱の改訂等に反映・活用させていく予定です。

## ※第5次大綱の概要

基本テーマ	まちの健全経営と成長による好循環	
取組期間	平成28年度 ～ 令和2年度（平成32年度）	
改革項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務事業の見直し</li> <li>・ 定員管理及び給与適正化の推進</li> <li>・ 行政評価制度の活用</li> <li>・ 町民と行政の協働推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時代に即応した組織・機構の見直し</li> <li>・ 効率的な行財政運営と職員能力開発等の推進</li> <li>・ 行政の情報化と行政サービスの向上</li> </ul>

## ※行政改革大綱と各種計画との連携具合

	平成28年度 ～ 令和2年度	令和3年度 ～ 令和7年度
総合計画	基本計画（前期計画）	基本計画（後期計画）
<b>行財政改革大綱</b>	<b>第5次 改革大綱</b>	<b>第6次 改革大綱</b>
財政見通し（中長期財政計画）		中長期財政計画
定員適正化計画	第5次 適正化計画	第6次 適正化計画

## 2. 第5次大綱の取組成果

当町を取り巻く環境の変化に対応し、行政の効果的で効率的な健全経営と、行政サービスや自主自立による“まち”の成長を両立し、これらの好循環を育むことで町民満足度の向上を図るべく行財政改革に取り組んできました。

取組成果を分析した結果としては、平成28年度から令和2年度までの間に**499,445**千円の行革効果がありました。第4次大綱の取組効果額約7億円と比較すると約2億円減少していますが、取組内容としては具体的な金額として算出できないものも多く、一定程度の成果はあったものと把握しています。

(単位：千円)

H28	H29	H30	R元	R2	計
25,491	34,856	77,599	146,184	215,315	499,445

第5次大綱では、7つの改革項目に基づき行財政改革に取り組んでおり、各項目の状況としては、以下のとおりです。

### 項目1. 事務事業の見直し

限られた財源の中で、より一層効率的な事務執行を行うため、受益と負担の公平性の確保、経費負担のあり方、費用対効果の分析など、一層の事務事業の整理合理化を推進するため、14事項に取り組みました。

#### (1) 町単独事業費の抑制

一定の歳入が見込めない状況において、町単独事業の実施は、最少の経費で最大の効果をあげることが重要であり、簡素で効果的な事業立案や見直しに努めました。

主 な 取 組 内 容	効果額 (大綱期間内計)
㊸ 町内の防犯灯・街路灯のLED化	30,230 千円
① 合併浄化槽設置補助金の改正	44,160 千円
① 敬老祝い関係の見直し	3,521 千円
① 建物火災保険適用の見直し	6,433 千円

※㊸等の丸数字は、取組(開始)年度を示す(以下、同様)

#### (2) 各種発注業務の一元化の検討

各施設管理課において行う管理業務のうち、同種の発注業務を代表課で一括発注し、経費節減及び発注業務の効率化に努めました。

主 な 取 組 内 容	効果額 (大綱期間内計)
① 公共施設設置AEDの一括及び長期継続契約化	946 千円
② 公共施設燃料購入の一元化	7,260 千円

#### (3) 町有バスの運行业務の見直し

中型バス2台及び専門運転手2名体制での直営運行であるため、財政負担も大きいことから、1団体あたりの年間利用制限を実施しました。また、燃料費の利用者実費負担の制度化も検討しましたが、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症によりバス運行を中止した影

響等により議論が中断したため、第6次大綱への引き続きの検討課題となりました。

#### (4) 投票所の統廃合の検討

新築された大中山多世代交流地域センターが新たな投票所として令和元年度の統一地方選挙から活用されたほか、老朽化等が著しい鶴野会館に代わり鶴野地域センター（旧鶴野小学校）が次回選挙時（令和3年衆議院総選挙）より新たな投票所となりました。

また、大沼地区で廃校となった旧小学校校舎の後利用として、統廃合を図った上での新たな投票所としての指定も検討しており地域の合意等が得られ次第、今後対応してまいります。

#### (5) 都市公園維持管理業務の見直し

都市公園等の維持管理として、一般維持管理、植栽管理、施設等の点検等について契約の一元化や見直しを図り、管理費の圧縮に努めました。また、全ての都市公園に係る個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、改修経費に有利な財源を充当するなどして公共施設マネジメントとの連携を図りました。

主 な 取 組 内 容	効果額（大綱期間内計）
㊸ 都市公園維持管理業務の見直し	25,699 千円

#### (6) 町道等の維持・除雪業務の見直し

平成29年度に発生した大雪による生活への影響を踏まえ、除雪体制の見直しや排雪の強化を実施するため、国の補助金等を最大限活用した上で重機の更新を図り、直営部門の体制強化に努めました。また、民間への委託についても見直しを検討した結果、令和3年度より、町道と公共施設の委託分離方式を導入することで、まずは町民の移手段の確保（マイカーや公共交通機関が利用する町道の除排雪）を最優先とすることとしました。

#### (7) ごみ処理費用の縮減の検討

財政負担が大きい、可燃ごみの処理に係る広域連合負担金の縮減を目的に、生ごみについては広域連合による処理ではなく、七飯町単独での個別処理（個別契約）を検討しましたが、実現には至らず、第6次大綱への引き続きの検討課題となりました。また、ごみ処理費用の有料化についても検討しましたが同様に引き続きの検討課題となっています。

#### (8) 扶助費の見直し

法的義務な扶助費の枠を超え、町の単独事業として拡大給付している医療助成について、対象者の縮減（所得制限の制度化）について検討しましたが、隣接の函館市及び北斗市の助成制度の現状を踏まえ、見直しには至らず第6次大綱への引き続きの検討課題となりました。

#### (9) 指定管理者制度の活用

第5次大綱期間中に、新たに「道の駅」及び「新野菜広域流通施設」が対象施設として追加され新たな行革効果が発生しました。

対 象 施 設	効果額（大綱期間内計）	内 容
㊹ 道の駅	23,673 千円	好調な業績により開業初年度は指定管理料と同額の寄附金が町に収入される
① 新野菜広域流通施設	62,746 千円	指定管理者から整備費用負担金が町に収入される

#### (10) 健康センター管理運営の見直し検討

管理運営体制としては、直営と委託の両面から比較・検討したところ、直営の方がローコ

ストとの結果が出たことから、直営での運営が続いております。ただし、その比較・検討については平成30年度時点でのものであり、それ以降一定の時間が経過したことから、今後も引き続き運営体制の見直しや使用料の見直しを含めた施設のあり方について、検討してまいります。

#### (11) 地域包括支援センター相談業務の民間委託の検討

平成18年度設置時の役割である相談業務及びケアプラン作成業務にとどまらず、現在は地域住民等による新たな生活支援体制の整備、医療介護連携、権利擁護体制などの事業構築、虐待防止等のあらゆる事業の実施が求められています。それに加え全国的な問題でもある介護福祉専門職不足は町内の事業所等においても例外ではなく、委託が可能な町内事業所へのヒアリング結果としても「良質な人材の確保が困難」とのことでした。以上を踏まえ、地域包括支援センターの運営は直営が現実的との検討結果となりました。

#### (12) 未利用資産の利活用及び売払い

行政財産としての役割を終えた未利用資産の利活用や売払いについて検討・実施した状況としては次のとおりとなりました。

主な取組内容		効果額（大綱期間内計）
㊸	町有資産の利活用	
	・温泉の民間利用（東大沼旧ユートピア源泉）	4,452千円
	・遊休町有地の貸付	43,099千円
	・町有建物の貸付	14,850千円
㊸	遊休資産の売払い	73,747千円

#### (13) 使用料・手数料の見直し

各種使用料・手数料について、受益者負担の適正化を図るため、公共施設の使用料や各種手続きの手数料等について点検・精査し、見直しを図りました。また、令和元年10月に実施された消費税の10%への引き上げに合わせ使用料等の改定も行いました。

主な取組内容		効果額（大綱期間内計）
㊹	海外交流派遣参加者負担金の見直し	650千円
㊹	空地雑草草刈手数料の見直し	2,340千円
㊹	合同納骨塚の使用開始	2,325千円
㊺	火葬場使用料の見直し	3,413千円

#### (14) 公共施設マネジメントの実施

人口減少や高齢化が進む中で、公共施設のあり方も時代の変化への対応を検討し、対応してきました。具体には老朽化施設の統廃合（集約化・複合化）や既存施設の新たな運用、施設維持費の縮減等に取り組みました。

主な取組内容		効果額（大綱期間内計）
施設の統廃合		
㊺	大沼岳陽学校の開校	24,865千円
既存施設の新たな運用		
㊸	大中山地域体育館の利用開始	1,246千円
㊹	大中山地域センターの利用開始	1,940千円

	㉔ 鶴野地域センターの利用開始	956 千円
施設維持費の縮減		
	㉔ 各施設の電気料金の見直し（契約変更）	17,535 千円
	㉕ 教員住宅の民間賃貸住宅の活用	4,303 千円

## 項目 2. 時代に即応した組織、機構の見直し

社会の変化に対応し、新たな行政課題や町民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、簡素で効率的な組織機構の構築を目指すべく見直しを図りました。具体には、前大綱（第 4 次）期間中に導入した部制の更なる効率的運用を図るために、平成 28 年 4 月に教育委員会に次長職を設けました。これにより、部長職が制度上設けられる全ての課の上位に配置され、課長不在の不測な事態が生じた際の組織の安定につながりました。

また、町として最優先課題である町民の安全・安心の確保のため災害対応や減災の専門部署として、情報管理部門と合わせた情報防災課を平成 31 年 4 月に新設し、現在の 4 部 20 課 59 係体制となりました。今後も行政課題や社会情勢に合わせ適宜見直しを図ります。

## 項目 3. 定員管理及び給与適正化の推進

定員適正化計画の着実な推進に努め、人件費の増加を抑えるため、定員抑制、職員の給与水準及び給与制度の適正化を図りました。

### （1）職員配置及びワーク・ライフ・バランスの適正化

定員適正化計画に基づき職員数の適正化を図り、新たな事務や業務量の増加に対応し、限られた人材の有効な配置に努めました。必要最少限度の増員にとどめる内容の定員適正化計画では、最終年次（令和 2 年度）の職員数を 175 人とするものであったが、結果としては 176 人となりました。職員数の管理については、第 6 次定員適正化計画において今後も引き続き対応してまいります。

※職員数の推移 ※各年 4 月当初人数（町長・副町長・教育長除く）（単位：人）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
職員数	165	167	166	170	171	172	172	174	175	176
	第 4 次大綱期間					第 5 次大綱期間				

また、長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康増進に悪影響を及ぼすほか、職業生活と家庭生活等との調和にも支障があることから、休日出勤の代休制度の活用などを推進し時間外勤務の縮減に努めました。

主な取組内容	効果額（大綱期間内計）
㉔ 時間外手当の縮減	41,683 千円

### （2）職員給与の適正化

職員の給与は、民間給与の調査に基づく人事院の勧告に準じ、町議会の審議を経て条例により定めており、人事院勧告に準拠した対応をしています。

また、令和 2 年度から開始された会計年度任用職員の運用にあたり、会計年度任用職員用の給料表を定めるほか、昇給についても制度化し、適正化に努めました。

### (3) 特別職非常勤職員の報酬の見直し

「七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」等により行政委員、附属機関の委員やその他非常勤の特別職員の報酬を定めており、審議（勤務）内容、時間、資格要件、他市町の状況などを考慮し見直しを図りました。

特別職報酬については、期末手当を減額する方針を令和2年度中に定め、令和3年3月の町議会定例会に条例改正案を提案しましたが、議会で否決されたため、減額の実施には至りませんでした。

## 項目4. 効率的な行財政運営と職員能力開発等の推進

多様化する行政課題・ニーズの中で、財政運営の健全化を図るため、経費全般について縮減・合理化を進めるとともに、職員の政策形成能力、創造能力等の向上を図りました。

### (1) 総合計画の中・長期計画の策定と公表

第5次七飯町総合計画・基本構想の実現を図るため、平成28年度からの令和2年度までの前期計画、令和3年度から令和7年度までの後期計画について、町のHP及び広報誌にてそれぞれ公表しました。

### (2) 健全財政の推進

人口減少等により町税等収入が伸び悩む一方、社会保障費や公共施設の維持管理費等の経常支出が年々増加すると言った厳しい財政状況の中においても、行政サービスの提供や安心安全なまちづくりの推進等の行政活動は止めることができないため、より効率的な行財政運営に努める必要が求められ、健全財政の推進のための各種施策の実践に努めました。

この健全財政の推進は、行財政改革の根幹であることから第6次大綱においても引き続きの最重要課題となっています。

主 な 取 組 内 容	効果額（大綱期間内計）
㊸ 地方公会計制度の導入	—
㊹ 平成30年度予算編成作業からシーリング（要求上限）制を導入	—
① 令和元年度及び2年度の当初予算を収支均衡予算（基金取崩なし）で成立	—
② 下水道事業の公営企業法適用に伴う一般会計繰出金の減少	50,000 千円

### (3) 職員能力開発の推進

組織力を高めるため、職員個々の意欲や能力の向上を目的とした姉妹都市・香川県三木町との人事交流や北海道庁との職員相互交流を継続して実施したほか、研修機関である自治大（東京都立川市）に町として初めて職員を派遣するなど各種研修活動の充実を図りました。

また、平成28年度から導入した人事評価制度は、評価プロセスの見える化をもたらし、職員個々の事情に沿った能力開発を進めることが可能となりました。人事評価制度については更なる活用を図るため、給与制度への評価反映などについて今後も検討してまいります。



## 項目 5. 行政評価制度の活用

政策評価、事務事業評価を検証し見直しを図りました。特に煩雑な部分が散見された事務事業評価については内容のスリム化を図り、実務処理の軽減に努めました。行政評価については、その結果を適宜反映させることにより、事務事業の整理や組織の合理化、経費節減につながることから、第6次大綱においても引き続き取組事項としております。

## 項目 6. 行政の情報化と行政サービスの向上

ICT（情報通信技術）の利活用による行政の情報化の推進に努め、各種申請事務手続の簡素化、迅速化等を進めるなど、町民の立場に立ったサービスの向上を図りました。

今後も、行政サービス提供のデジタル化に向けた変革（デジタル・トランスフォーメーション）が全国規模で進められることから、第6次大綱においても重点取組項目の1つとして対応してまいります。

### （1）総合行政システムのクラウド化

総合行政システムの基幹サーバについて、平成29年度にクラウド化を実施し、庁舎内電子機器の総量及び経費の軽減に努めました。また、このクラウド化により庁舎が災害被災した際のバックアップ機能の充実に繋がりました。

### （2）ICTを活用した各種申請手続き・証明書発行業務の利便性向上

マイナンバー制度の実施により個人番号カードが導入され、各種電子申請のインフラ環境が整いはじめたことから、それに合わせ行政サービス・利便性の向上を図ったほか、コロナ禍における新たなビジネスモデルの展開として、職員の在宅勤務を可能とする体制の構築に努めテレワークの実証実験を実施しました。

主 な 取 組 内 容	
⑲ 住民票等のコンビニ交付開始	② 町ホームページのリニューアル
① 町からの情報発信におけるSNSの活用	② テレワークの実証実験

## 項目 7. 町民と行政の協働推進（役割分担）

まちづくり基本条例及びまちづくり推進条例に基づき、町民（民間）と行政がお互いの役割と責任分担の下に、良きパートナーとして連携し、協力・補完し合いながら協働のまちづくりに取り組みました。

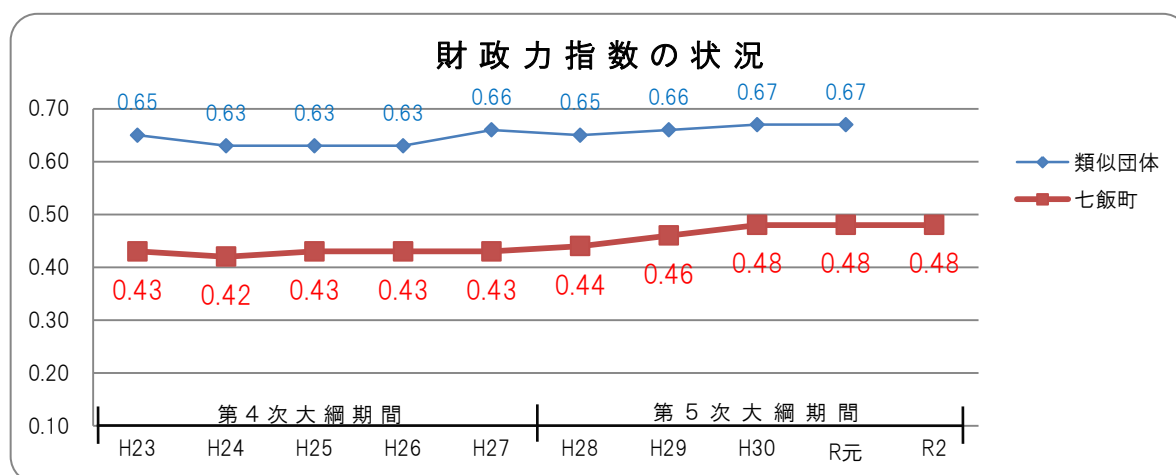
主 な 取 組 内 容	効果額（大綱期間内計）
⑳ 町民との協働事業（住民参画支援）	7,373 千円

### 3. 各種財政指標の推移

#### (1) 財政力指数

財政力指数とは、地方交付税法の規定で算定した標準的に収入される町税など（基準財政収入額といいます。）を平均的な水準で行政を行った場合に要する経費（基準財政需要額といいます。）で除して得た数値のことです。

財政力指数は1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。平成30年度以降は0.48を維持しております。



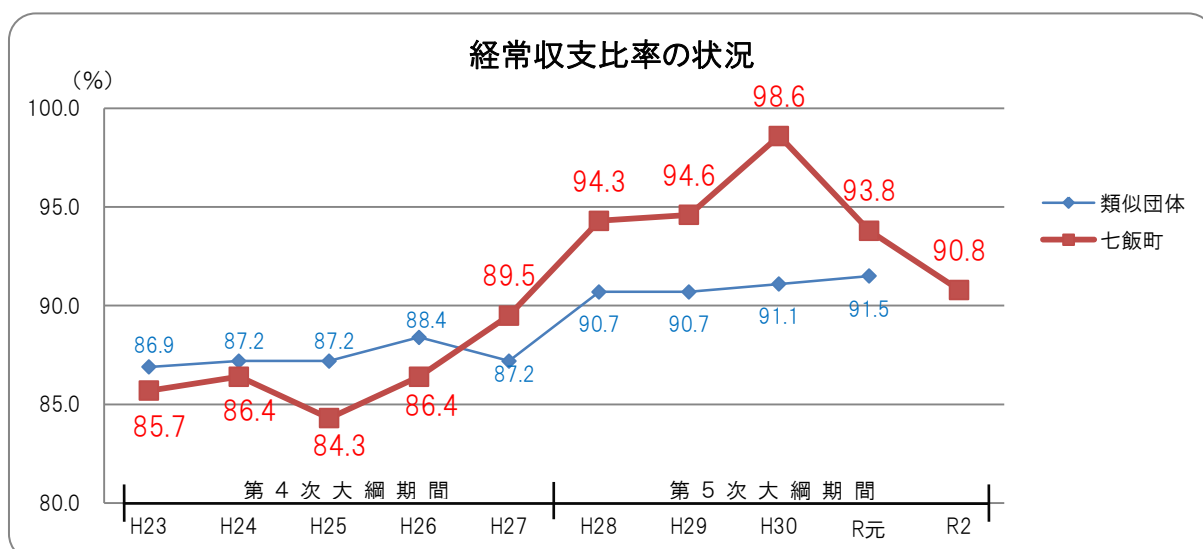
#### (2) 経常収支比率

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。

町税、地方交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源のうち、義務的経費をはじめとする経常的な経費に使われる一般財源の割合により求められます。

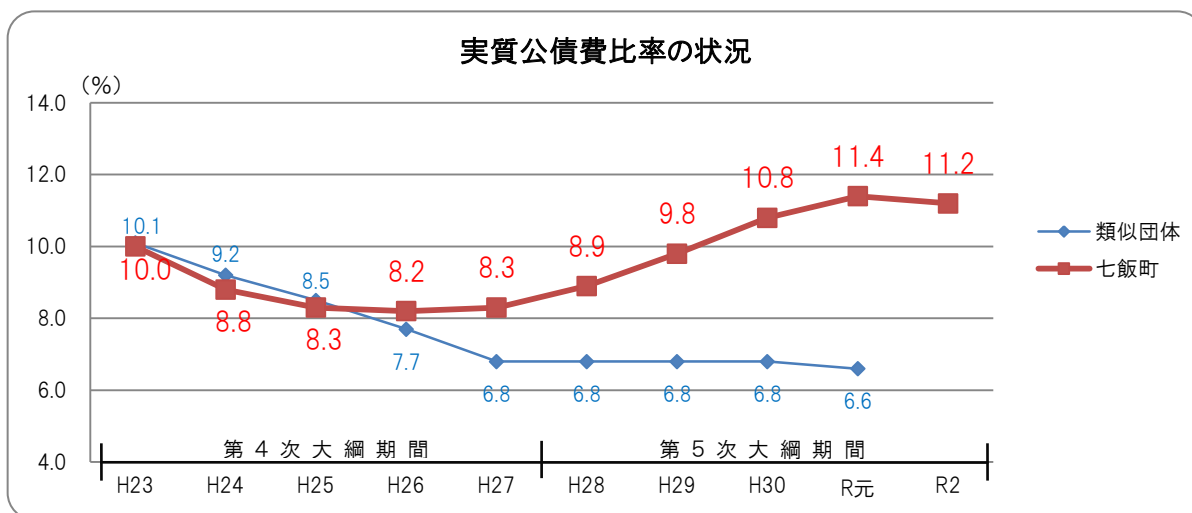
地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に対応していくためには、財政構造の弾力性を確保する必要があります。この比率が低いほど、自治体独自の施策に充当できる財源が大きいことを意味し、弾力的な財政運営が可能となります。

平成25年度から上昇が続き、平成30年度にはピークを迎え98.6となりましたが、その後は数値が改善しております。



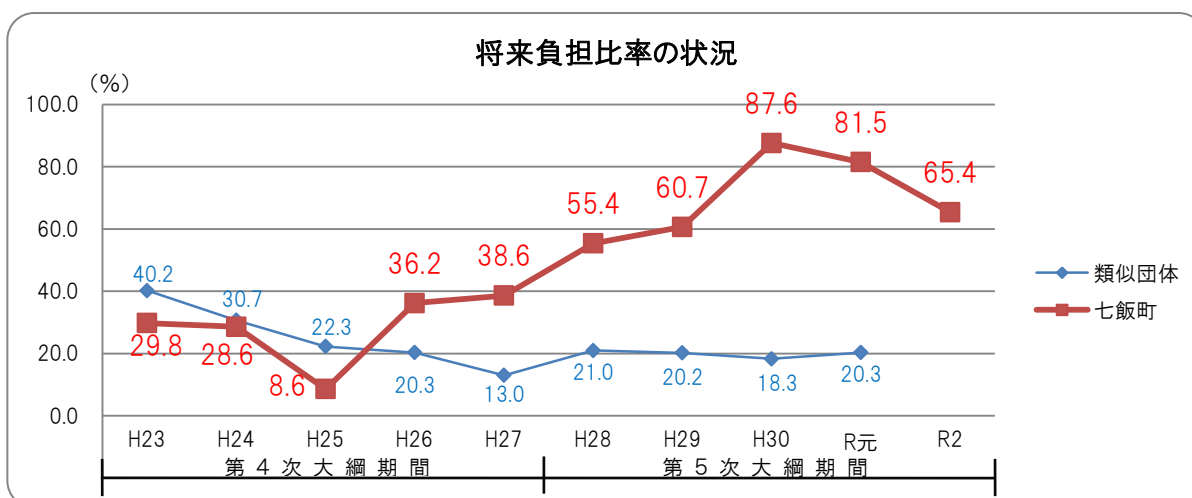
### (3) 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、町税・普通交付税等の「経常一般財源」が、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた「実質的な公債費相当額」に充当された比率（割合）です。平成26年度以降大型建設事業に係る公債費負担の増加により上昇が続きましたが、令和2年度は前年度より低下しました。



### (4) 将来負担比率

一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、実質的な将来の負担（債務負担額や公債費）が標準財政規模1年分の何倍あるかを示す比率（割合）で、100%で1年分を示します。平成25年度から平成30年度まで上昇が続きましたが、令和元年度以降は低下に転じております。

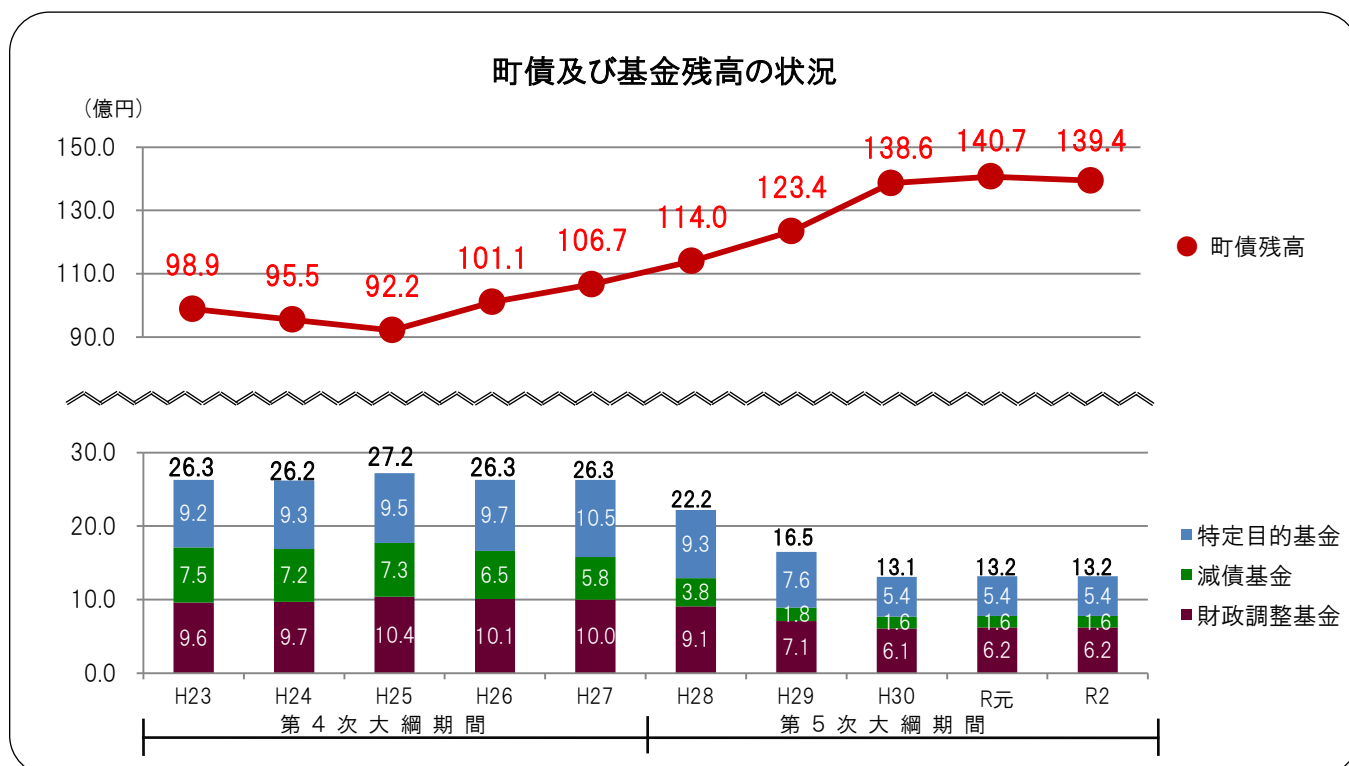


### (5) 町債残高及び基金残高

町債は1年以上の長期にわたり負担する債務（借金）で、公共施設の建設や長寿命化、災害復旧事業等に活用し社会資本整備の推進を図ってきました。第5次大綱期間中には大中山小学校改築事業、新野菜広域流通施設建設事業等により残高が上昇し令和元年度にピークを迎えております。

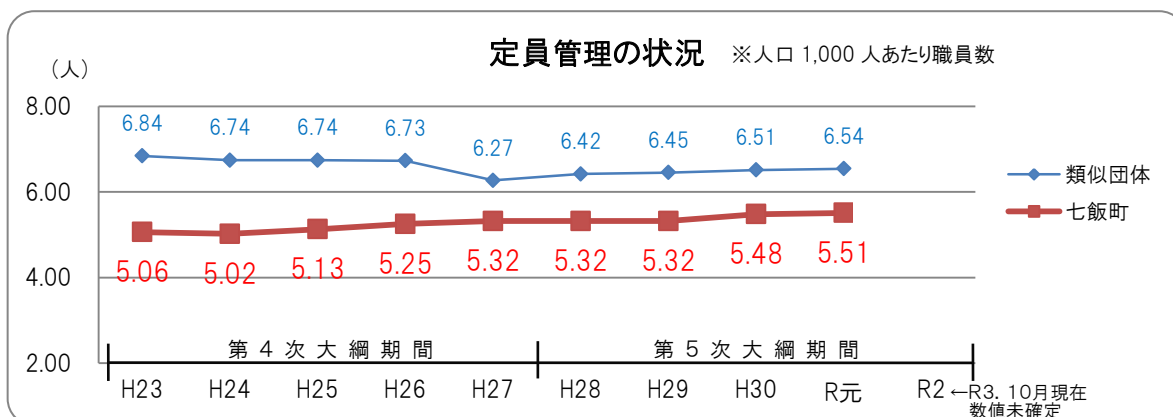
一方、基金は平成25年度以降、それら大型建設事業を賄う財源として支消（取り崩し）が平成30年度まで続きました。

町債総額の抑制と基金残高の確保は健全な財政運営に直結することから、第6次大綱及び中長期財政計画においても引き続きの最重要課題となっています。



### (6) 定員管理の状況

定員適正化計画に基づき適正配置に努めた結果、類似団体平均値より職員数が少ない状況が続いています。職員数の増加は人件費の増大につながることから、今後も継続的に職員定数の適正化に努めます。



## 4. 今後の行財政改革

---

第5次大綱は、平成8年度からの第1次行政改革に始まった事務事業の見直しの取り組みを引き続き継承し、総合計画が目指すまちの将来像の実現に向け『まちの健全経営と成長による好循環』を基本テーマとして改革を進めてきました。

この大綱期間における財政運営としては、町税・地方交付税等の歳入(経常一般財源歳入)が65～70億円前後で推移している一方、社会保障関係経費の増大や新型コロナウイルス感染症への対応等による影響で歳出は増加しており、平成27年度決算以降、令和2年度決算までの間に約13億円の基金取り崩しを行う厳しい状況となっています。

今後は、財政基盤の構築は元より、避けられない人口減少問題や、公共施設の老朽化対策、そして新型コロナウイルス感染症対応に代表されるような予期せぬ課題等に対して、機動的な対応が可能な体制の整備が急務となっています。

第5次大綱の検証において浮き彫りになった課題や検討事項については、令和3年度からの第6次大綱に引き継ぎ、行財政改革の取り組みを止めることなく、真摯にこれからも対応してまいります。